

農家経営安定資金融通事務取扱要領

(昭和50年5月16日付け50農経第152号福島県農政部長通知)

(最終改正 令和8年6月16日付け8農支第1150号福島県農林水産部長通知)

第1 総 則

農家経営安定資金の融通事務については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及び農家経営安定資金の融通を図るための利子補給要綱（昭和50年5月16日付け50農経第152号福島県農政部長通知。以下「要綱」という。）に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 資金の用途

要綱第2条第5項に定める資金の種類ごとの用途は、次のとおりとする。

1 小災害資金

天災、病虫害等により農作物、畜産物又はまゆの減収等の被害を受けた農業者等が農業経営の維持安定を図るための資金、又は風水害、火災等により土地、家屋、家畜、機械、施設等の損壊、流失、焼失、へい死等の被害を受けた農業者等が農業経営の維持安定を図るために必要な資金に充てるものであること。この場合において、「農業経営の維持安定」とは、上記の原因により、自作地、農業用施設、家畜等農業経営上不可欠な農業用資産の譲渡など農業経営に支障を生じることなしには、当該災害等による損害を補うことが困難となることをいう。

なお、東日本大震災農業経営対策特別資金については、下記①のとおり資金、令和元年台風19号災害資金は②のとおり資金、令和3年4月凍霜害災害資金は③のとおり資金、原油価格・物価高騰対策資金は④のとおり資金、令和5年4月凍霜害資金は⑤のとおり資金、令和7年2月大雪災害資金は⑥のとおり資金、令和8年5月降ひょう災害資金は⑦のとおり資金に充てることのできるものとする。

① 次のア～ウのいずれかに該当する資金

ア 平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）に伴う出荷制限の指示や出荷自粛、風評被害等により農業収入が減少又は農業支出が増加した農業者等が、営農のため緊急に必要とする運転資金（簡易な施設等の整備を含む）

イ 原発事故の影響による避難農業者等が、福島県内での営農再開のため必要とする運転資金及び施設等の取得に必要な資金

ウ 原発事故の影響により作付が制限されている区域等において作付再開する農業者等が、必要とする運転資金及び施設等の取得に必要な資金

② 令和元年台風19号により被害を受けた農業者等が施設等の復旧のために必要とする資金及び営農のために必要とする運転資金

③ 令和3年4月の凍霜害により被害を受けた農業者等が営農のために必要とする運転資金

- ④ 原油価格や飼料価格、農業資材価格の高騰により農業経営に影響を受けている農業者等が農業経営に必要な燃油、飼料及び農業資材を購入するために必要とする資金
- ⑤ 令和5年4月凍霜害により被害を受けた農業者等が営農のために必要とする運転資金
- ⑥ 令和7年2月の大雪により被害を受けた農業者等が施設等の復旧のために必要とする資金及び営農のために必要とする運転資金
- ⑦ 令和8年5月の降ひょうにより被害を受けた農業者等が施設等の復旧のために必要とする資金及び営農のために必要とする運転資金

2 負債整理資金

営農のために生じた負債を借り換えるための資金に充てるものであること。
借換えの対象となる負債を例示すれば次のとおり。

- (1) 農機具、肥料、飼料、家畜その他農業経営に必要な資材若しくは施設の取得又は設置等により生じた負債
- (2) 農地、採草地の改良、改造、取得又は復旧により生じた負債

3 経営支援資金

「産地生産力強化総合対策事業（産地育成整備事業）実施要領」（令和3年4月1日付け3生流第8号福島県農林水産部長通知）に基づき、当該事業に要する経費のうち補助残分として事業主体が負担するために必要な資金に充てるものであること。

4 農業経営高度化資金

農地の取得、農業用施設・機械の取得等経営規模の拡大、資本装備の高度化等に必要な資金及び当該事業に関連する運転資金に充てるものであること。

5 中山間地域経営維持資金

中山間地域で農業経営を維持するため、その農業経営に必要な農業用施設・機械・資材の購入に必要な資金に充てるものであること。

第3 利子補給の手続き

1 利子補給契約の締結

農家経営安定資金の貸付けを行おうとする融資機関は、要綱第3条の規定に基づきあらかじめ県と利子補給に関する契約を締結するものとする。

2 利子補給承認申請書の提出

利子補給契約を締結した融資機関は、農家経営安定資金利子補給承認申請書（要綱第1号様式、以下「承認申請書」という。）に、資金の種類に応じ、要綱第5条第2項第1号から第3号までに掲げる書類を知事に提出するものとする。なお、要綱第5条第2項に定める知事が別に必要と認める書類は、別表のとおりとする。

3 利子補給の承認の決定

知事は、承認申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、その適否を決定し、要綱第6条に基づき当該融資機関に通知するものとする。

第4 貸付け及び償還の方法等

1 貸付けの方法

- (1) 貸付けの方法は証書貸付とし、「農家経営安定資金」として他の貸金と区分し、かつ、要綱第2条第5項に掲げる資金ごとに区分して整理するものとする。
- (2) 融資機関は、利子補給の承認があったときは、別に定める場合を除き承認された日から起算して3か月以内に貸付けを実行するものとする。（原油価格・物価高騰対策資金については、原則として1か月以内に実行するものとする。）

ただし、貸付実行が遅延するやむを得ない事由がある場合には、融資機関は、事前に、農家経営安定資金貸付実行期限延期届（第3号様式）を知事に提出するものとする。

2 貸付けの実行報告等

融資機関は、貸付けを実行したときは、貸付実行の日の属する月の翌月の5日までに農家経営安定資金貸付状況報告書（要綱第8号様式）を、償還等（約定償還を除く。）があったときは償還等のあった日の属する月の翌月の5日までに制度資金特例移動報告書（要綱第9号様式）を知事に提出するものとする。

3 償還の方法

- (1) 償還の方法は、元金均等年賦償還とし、この場合に生じる端数は最終年度で調整するものとする。
- (2) 償還時期は、据置期間経過後の毎年3月20日又は12月20日とする。

第5 事業実施期限及び事業完了の確認

- 1 融資対象事業は、原則として利子補給承認の日以降に着工するものとし、貸付実行の日から起算して、小災害資金にあつては1年以内（原油価格・物価高騰対策資金については、原則として1か月以内）、その他の資金にあつては6か月以内に完了するものとする。なお、期限までに事業が完了しない場合には、遅延理由書を所轄の福島県農林事務所長（以下「農林事務所長」という。）に提出し、指示を受けるものとする。
- 2 融資機関は、小災害資金（原油価格・物価高騰対策資金）、経営支援資金、農業経営高度化資金、中山間地域経営維持資金及び負債整理資金による事業が完了したときは、当該資金の借入者に対し、速やかに農家経営安定資金融資対象事業完了届（小災害資金（原油価格・物価高騰対策資金）、経営支援資金、農業経営高度化資金及び中山間地域経営維持資金にあつては第1号様式、負債整理資金にあつては第2号様式）を作成させ、確認のうえ知事に提出しなければならない。

この場合、第1号様式には事業の完了を証する領収書等の写しを添付するものとし、第2号様式であつて、既往貸付金の借り換えを行った場合については、当該償還伝票の写し及び借り換え後の借用証書の写しを、購買未収金等への充当を行った場合については、そ

の充当と証する書類を添付するものとする。

第6 融資機関の指導

融資機関は、この資金の借入者が要綱の趣旨及び借入れの目的に沿って、資金を使用するように、県・市町村・その他農業関係機関との緊密な連携のもとに必要な指導助言を行うものとする。

第7 債権保全

この資金の貸付けに係る債権保全の措置については、融資機関の適切な判断にゆだねるものとする。

第8 報告及び調査

融資機関及び借入者は、知事がこの資金の貸付けについて報告を求め又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿書類若しくは使途を調査させることを必要とした場合、これに協力をしなければならないものとする。

第9 利子補給承認事務の分掌

農林事務所長は、農家経営安定資金に係る次の事務を分掌するものとする。

- 1 第3の2の承認申請書の受理
- 2 第3の3の利子補給の承認
- 3 第4の1の(2)の貸付実行期限延期届の受理
- 4 第5の2の事業完了届の受理
- 5 第8の報告及び調査

第10 申請書類等の経由

規則、要綱及びこの要領に定めるところにより知事に提出する書類は、農林事務所長を経由して提出するものとする。

第11 電算処理の特例

要綱第5条第1項、第6条第1号、第7条、第8条及び第9条第1項第1号に定めるもののうち知事が利子補給事務を機械により処理しているものにあつては、別に定める「福島県制度資金利子補給事務電算処理要領」（昭和59年5月31日付け59農経第421号、福島県知事通知）により処理するものとする。

第1号様式 農家経営安定資金（小災害資金（原油価格・物価高騰対策資金）、経営支援資金、農業経営高度化資金及び中山間地域経営維持資金）融資対象事業完了届

第2号様式 農家経営安定資金（負債整理資金）融資対象事業完了届

第3号様式 農家経営安定資金貸付実行期限延期届

附 則

- 1 この要領は昭和50年5月1日から施行する。

(中略)

附 則

- 1 この要領は平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成22年11月16日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成23年3月24日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成23年4月6日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成23年5月27日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成23年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成23年8月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成23年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成23年11月1日から施行する。

- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成24年5月17日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成24年6月19日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成24年9月18日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成24年10月19日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成24年11月2日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成25年10月8日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成26年2月26日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成26年10月28日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成27年5月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成27年9月29日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成28年5月31日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成30年10月29日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和元年10月28日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和2年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和3年5月28日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和3年7月30日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和3年10月15日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和3年12月21日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和4年6月9日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和4年6月24日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和4年8月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和4年9月30日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和5年5月17日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和5年10月11日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和8年6月17日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。